語への対策をこれまで以上に取り入れた生活を含ままましている。要素が固定的によった。 「おいいましたの主ないました。」を決している。またいても感を対応のであいた。 「おいいました。」を決している。またいました。これとの対象を持ちました。マスクをする。これを対している。これとの対象を持ちました。マスクをするこれを対象によった。人との表を対象によった。とのまた。これとのがは、日本のですがいたなどのですがいたない。これを対象によった。との表とないとしています。これを対象によった。「おいさました。」では、原生労働名下しなべつきる名の参照とないができませた。 「おいいました。」を実践している。「おり、日本学働名下しなべつきる名の会を対象に対象に対象にはないます。」といいましている。「おいいました。」では、原生労働名下しなべつきる名のが表します。 「おいいました。」といいました。「おいいました。」の表といいました。「おいいました。」では、原はないません。「おいいました。」では、原はないません。「おいいました。」では、原はないます。「おいいました。」では、原はないます。「おいいました。」では、原はないます。「おいいました。」では、原はないます。「おいいます」では、原はないます。「ないます」では、原はないます。「ないます」では、原はないます。「ないます」では、原はないます。「ないます」では、原はないます。「ないます」では、原はないます。「ないます」では、原はないます。「ないます」では、原はないます。「ないます」では、原はないます。「ないます」では、原はないます。「ないます」では、原はないます。「ないます」では、「な			2021.8.20
# 前つコナッイルスが小部では、阿は原名や日本を見している。からいるは変更なできない。			回 答
お、これは、実践の生物では基準しなかったよう認識としても多数があった。	1. 全体		・新型コロナウイルスの出現に伴い、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会
https://www.minkwsoub/stf-seisakunitsuite/burya/COX0121431_newlifesis/eltmin falsicustronscale pund	1		す。これは、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防のために行うものです。 ・ 具体的には、人と身体的距離をとることによる接触を減らすこと、マスクをすること、手洗いをすることが重要で、一人ひとりが日常生活の中で「新しい生活様式」を心がけていくことで、新型コロナウイルス感染症をはじめとする各種の感染症の拡大を防ぐことができます。 ・「新しい生活様式」の実践例については、厚生労働省ホームページをご参照くだ
・			https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlif
・	2. 飲食	。 食店等(措置区域:岡山市・倉敷市)	
プレー・アンドスを受ける。	1		きるとされています。この命令に違反した場合には、施設名の公表や20万円以下
特別国区は外では、海路の屋供は19時オーダーストップたのか、19時までに扇接の海域の屋供を終える必要があります。19時までに扇供を終える。19時までに扇性の唇類があります。19時までに扇性を終える。19時以降、20時までの間に密の手元にある海線(キープボトルきむ)を下げる必要があるのか、キープボトルはどうすればん。	2	利用客による酒類の持ち込みも制限されるのか?	
19時に潜を下げる必要があるのか、キーブボトルはどうすればよいか? 4 3 ことができるよう活類・フラトオーダーの時間を適加に設定するよう活剤・します。・19時以際、20時までには各の薄類(キーブボトンは)を下げる必要はありませんが、20時までには各の薄質(キーブボトンは)を下げる必要はありませんが、20時までには各が適合する必要がありますのでこ注意ください。 5 イートインスペースがあるコンピニエンスストアやスーパーは 芸術時間短縮の要請の対象がです。 5 は、営業時間短縮の要請の対象が? フートコート内の飲食店寄は、営業時間短縮の要請の対象が? 6 ホテル・旅館が密泊者に対して提供する食事やルームサービス は、営業時間短縮の要請の対象となります。 6 ホテル・旅館が密泊者に対して提供する食事やルームサービス は、営業時間短縮の要請の対象となります。 6 ホテル・旅館が密泊者に対して提供する食事やルームサービス は、営業時間短縮の要請の対象となります。 6 東京イクアウト形式の飲食店(例:たい焼き屋)だが、営業時間短縮の要請の対象外です。 1 東海内間短縮の要請の対象がです。 2 ・ 営業時間短縮をせずに休業した場合も協力金の対象となるのか? を選集時間短縮の要請の対象がです。 ※耐寒、20時を超え営業している店舗が、営業時間短縮ではなく休業した場合も協力金の対象となります。 ・ 治療、20時を超え営業している店舗が、営業時間短縮ではなく休業した場合も協力金の対象となります。 ・ 治療、20時を超え営業としている店舗が、営業時間短縮ではなく休業した場合もとのが変別をいまが、20時に関西でもよりカイナーの時間を早かに設定するなどのがあるおよりカーカインの時間を早かに設定するなどのがあるおよります。 諸母の提出はおりカラオケ陽神の実践を行っている場合。 海球の変別を対し、20時に関西でもより方がより、20時に関西でもより方がよりの表があります。 ・ 教育を主に対しおいりの表があります。 ・ 教育のとはおりからの内容を入り、対象を主としている肉含素で、カラオケが設備の提供は終日自粛の必要があります。 東海時間本と関できずこの時間を関係の要請の対象となります。 か食店等に該当するため、選業時間短縮の要請の対象となります。 か食店等に該当するため、選業時間短縮の要請の対象となります。 か食店等に該当するため、選業時間短縮の要請の対象となります。 か食店等に該当するため、選業時間短縮の要請の対象となります。 か食店等に該当するため、選業時間短縮の要請の対象か? 12	3		・飲食店における酒類の提供を制限しているため、ボトルキープしている場合も酒類の提供に該当します。
表情の対象处です。 本子ル・旅館が管泊者に対して提供する食事やルームサービス は、営業時間短縮の要請の対象となります。 本子ル・旅館が管泊者に対して提供する食事やルームサービス は、営業時間短縮の要請の対象となります。 本子ル・旅館が管泊者に対して提供する食事やルームサービス は、営業時間短縮の要請の対象とです。 本名配、デリバリー、仕出し、テイクアウトサービス、持ち帰りは、営業時間短縮 の要請の対象とです。 本名配、デリバリー、仕出し、テイクアウトサービス、持ち帰りは、営業時間短縮 の要請の対象とです。 登業時間短縮をせずに休業した場合も協力金の対象となるのか? を表に、デリバリー、仕出し、テイクアウトサービス、持ち帰りは、営業時間短縮 の要請の対象となります。 一般などです。	4	19時に酒を下げる必要があるのか、キープボトルはどうすればよ	・19時以降、20時までの間に客の手元にある酒類(キーブボトル含む)を下げる必要はありませんが、20時までには客が退店する必要がありますのでご注意ください。
### 12 **	5	イートインスペースがあるコンビニエンスストアやスーパーは は、営業時間短縮の要請の対象か?	
大イクアウト形式の飲食店(例:たい焼き屋)だが、営業時間短	6	フードコート内の飲食店等は、営業時間短縮の要請の対象か?	・営業時間短縮の要請の対象となります。
多業時間短縮をせずに休業した場合も協力金の対象となるのか? ・通常、20時を超え営業している店舗が、営業時間短縮ではなく休業した場合も協力金の対象となります。 ・通常、20時を超え営業している店舗が、営業時間短縮ではなく休業した場合も協力金の対象となります。 ・営業時間短縮とは、20時には関店し、お客様がいない状態にあることをいいます。 ・であったが、20時に関店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するようの対応をお願いします。 ・加えて、措置区域では、酒類の提供やカラオケ設備の提供を行っている場合、酒類の提供とかり、必要があります。 措置区域外では、酒類の提供は11時から20時までとし、飲食を上している数度に(カラオケボックスは除く)においては、カラオケ設備の提供は終日自力のよります。 ・ 登業時間短縮の要請の全期間について時短営業した場合に限り協力金の対象となります。 ・ では、定くとも8月23日(月)までに時短営業に開始いただければ、協力金を支充します。 ・ 飲食店営業許可を受けているカラオケボックスは、営業時間短縮の要請の全期間について時短営業に開始いただければ、協力金を支充し、返くとも8月23日(月)までに時短営業に開始いただければ、協力金を支充します。 ・ 飲食店営業許可を受けているカラオケボックスは、営業時間短縮の要請の対象となります。 ・ 飲食店営業許可のないカラオケ店、どのような取扱いとなるの ・ 飲食店等に該当するため、営業時間短縮の要請の対象となります。 ・ 飲食店等に該当するため、営業時間短縮の要請の対象となります。 ・ 飲食店等に該当するため、送業時間短縮の要請の対象となります。 ・ 飲食店等に該当しないため、遊興施設として取り扱うことになります。	7		・営業時間短縮の要請の対象外です。
協力金の対象となります。 協力金の対象となります。 協力金の対象となります。 ・営業時間短縮とは、20時には関店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、20時に関店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。 ・加えて措置区域では、酒類の提供やカラオケ股備の提供を行っている場合、酒類の提供とカラオケ股備の提供は終日行わない(利用者による酒類の店内持ち込みをさぜない)必要があります。 指置区域外では、酒類の提供は1時から20時までとし、飲食を主としている飲食店、グラオケボックスは除く)においては、カラオケ股備の提供は終日自粛の必要があります。 ・一次では、1000年では、1	8	テイクアウト形式の飲食店(例:たい焼き屋)だが、営業時間短縮の要請の対象となるのか?	_
いった状態か?どう対応したらいいのか? す。そのため、20時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。 ・加えて、措置区域では、酒類の提供やカラオケ設備の提供を行っている場合、酒類の提供とカラオケ設備の提供を行っている場合、酒類の提供とカラオケ設備の提供を行っている場合、酒類の提供とカラオケ設備の提供は終日行かない(利用者による酒類の店内持ち込みをさせない)必要があります。 「要請期間中、営業時間を短縮できずに20時以降も営業した日がある場合、協力金の対象となります。 「会業時間短縮の要請の全期間について時短営業した場合に限り協力金の対象となります。 「会業時間短縮の要請の全期間について時短営業した場合に限り協力金の対象となります。 「会業時間短縮の要請の全期間について時短営業に関始いただければ、協力金を対象します。 「会業時間短縮の要請の対象ができずに20時以降も営業した日がある場合、協力金の対象となります。 「会業時間短縮の要請の必要があります。」 「会業時間短縮の要請の対象となります。 「会とも8月23日(月)までに時短営業に関始いただければ、協力金を支給します。 「飲食店営業許可を受けているカラオケボックスは、営業時間短縮の要請の対象となります。 「飲食店等に該当するため、営業時間短縮の要請の対象となります。 「飲食店等に該当するため、送業時間短縮の要請の対象となります。) 「飲食店等に該当しないため、遊興施設として取り扱うことになります。)	9		協力金の対象となります。
る場合、協力金はどのように支給されるのか? 3ため、短縮できなかった日が1日でもある場合は、協力金の対象外となります。 ただし、遅くとも8月23日(月)までに時短営業に開始いただければ、協力金を支給します。 飲食店営業許可を受けているカラオケボックスは、営業時間短縮の要請の対象となります。 ・飲食店等に該当するため、営業時間短縮の要請の対象となります。 **飲食店等に該当するため、営業時間短縮の要請の対象となります。 **飲食店営業許可のないカラオケ店は、どのような取扱いとなるのか。 **飲食店等に該当しないため、遊興施設として取り扱うことになります。 **	10		す。そのため、20時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。 ・加えて、措置区域では、酒類の提供やカラオケ設備の提供を行っている場合、酒類の提供とカラオケ設備の提供は終日行わない(利用者による酒類の店内持ち込みをさせない)必要があります。措置区域外では、酒類の提供は11時から20時までとし、飲食を主としている飲食店(カラオケボックスは除く)においては、カラオ
の要請の対象か? 12 飲食店営業許可のないカラオケ店は、どのような取扱いとなるのか。 ・飲食店等に該当しないため、遊興施設として取り扱うことになります。	11		るため、短縮できなかった日が1日でもある場合は、協力金の対象外となります。 ただし、遅くとも8月23日(月)までに時短営業に開始いただければ、協力金を支
th.	12		・飲食店等に該当するため、営業時間短縮の要請の対象となります。
	13		・飲食店等に該当しないため、遊興施設として取り扱うことになります。

	質問	回 答
14	「飲食を主として業としている店舗において、カラオケ設備を提供している場合」とは、具体的にどのような店舗が対象となるのか?	・ 昼営業のスナックやカラオケ喫茶など、カラオケ施設を有する飲食店が対象です。カラオケボックスは、「飲食を主として業としている店舗」には該当しないため、カラオケ設備の利用自粛の要請の対象ではありません。なお、飲食店営業許可を受けているカラオケボックスは、営業時間短縮の要請の対象となります。
15	ライブハウスは飲食店等に対する営業時間短縮等の要請の対象と なるのか?	・飲食店営業許可のあるライブハウスについては、通常、イベント開催(ライブ演奏)と飲食店営業(飲食提供)を一体的に行っており、飲食店等に対する営業時間
	結婚式場において、20時以降、飲食を伴わない結婚式を行って もいいのか?	短縮等の要請の対象となります。 ・飲食店営業許可のある結婚式場は、20時までの営業時間の短縮を要請している ので、20時以降は営業は行わないようにしてください。
16	「業種別ガイドライン」とは何か?	・業種別ガイドラインとは、250を超える業界団体がそれぞれ作成した、コロナ禍で感染拡大防止と事業活動を両立させるためのガイドラインです。例えば、映画館、カラオケ店、飲食店、スーパーなどの業種・施設別のガイドラインが用意され
17		ています。 小規模企業・個人事業者の方も、あてはまる業種・施設のガイドラインを守りながら、感染拡大防止と事業活動を両立されるようにお願いします。 <業種別ガイドライン一覧> https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf
18	「もしサポ岡山」とは何か?	・県内の施設、イベント会場を利用する際、QRコードを活用して利用者が連絡先を登録してもらうことで、安心して施設などを利用していただくためのシステムです。施設などを利用された方の感染が後日判明した際、登録いただいた方に濃厚接触者の疑いがある場合などに注意喚起を行います。 〈詳しくは、こちらのページをご参照ください。〉 https://www.pref.okayama.jp/page/675221.html
3 施計	その使用制限	
. 200	「入場者の整理等」とは、具体にどのような方法で行えば良いのか?	・「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含みます。 ・人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法がありますので、参考としてください。
1		【施設全体での措置】 ・出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し、人数管理を行う。 ・出入口数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的制限を行う。
		【売場別の措置】 ・入口を限定し、係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前のWeb登録等により人数管理を行う。 ・一定数以上の利用者が入場できないよう人数制限を行う。 ・アプリ等で施設内の混雑状況を配信できる体制等を構築する。
2	床面積1,000㎡以下の施設についても、営業時間短縮の要請の対象となるのか?	・床面積1,000㎡以下の施設であっても、5時から20時までの営業時間短縮の協力をお願いしています。ただし、協力金の支給対象外です。
3	葬祭の取り扱いはどうなるのか?(例えば、お通夜の後、別室での"精進落とし"は?)	葬祭での精進落としなどでの酒類提供(持込みを含む)は自粛をお願いしています。
4	要請の対象外となっている、生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗とは?	・「時短・休業要請対象外施設」の一覧にある施設が要請の対象外施設となります。なお、一覧にありますように、そのうち豪奢品(高級衣料品、高級オーディオ等)については、生活必需品としては取り扱いません。
4. イヘ	ント関連施設	
1	屋内テニス場でのテニススクールは、時短要請対象外施設の「学習塾等」にあたり、要請の対象外となるのか?	・屋内テニス場は「運動施設等」の施設に該当し、テニススクール等の内容に関わらず、時短の協力のお願いをしています。(だだし、時短協力金は対象外となります。)
2	「適切な換気設備を備えた施設」とは、どういった施設をいうのか?	・機械換気による場合は、機械換気設備等の外気取り入れ量等を調整することで、必要換気量(一人あたり毎時30mii)を確保することが基準として示されています。また、必要換気量を満たしているかを確認する方法として、二酸化炭素濃度測定器を使用し、室内の二酸化炭素濃度が1,000ppmを超えていないかを確認することも有効とされています。
	運動施設等(体育館、スポーツジム等)では、イベントを開催しないときでも、「人数上限(5,000人)」と「収容率要件(大声なし100%以内、大声あり50%以内)」でいずれか小さい方を限度とする要請の対象となるのか?	
L		ı